

医療機関の皆様へ

飲食等の提供に係るルールについてのご案内

平素は、医療機器業公正取引協議会の運営する公正競争規約にご理解とご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、既に御承知のように最近のグローバルな動向として、医療関連事業者と医療機関の皆様との関係に高い透明性が求められております。その背景には、医療は医療機関の皆様と患者との信頼関係の上に成り立っていることから、医療機関の皆様と医療関連事業者の不適切な関係があれば、この信頼関係を損ないかねず、ひいては医療をゆがめることにもなりかねないため、特に、医療機関の皆様に対する金品や飲食などのご提供につきましては、患者からみても疑惑や不信を招くことがあってはならないとする考え方があります。

その一環として、医薬品業界では「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」が本年度から実施され、また、医療機器業界におきましても来年度から実施される予定です。

一方、飲食などの提供に関しましては、当協議会において公正競争規約で商談（情報提供・収集活動）、会議などを円滑に進行させるために副次的に行う接遇である「接待」を許容していますが、「接待」と認められる場合であっても、その内容が華美、過大にわたり飲食物の提供それ自体が目的とみられる場合は、不当な取引誘引手段として公正競争規約で制限しています。

しかしながら、華美、過大についての考え方について事業者によって相違が生じる可能性があり、これを統一する必要があることから、**飲食等の提供に係るルール**を策定しました。

このルールは、**許容される飲食等の提供行為類型とその具体的提供内容**を明確にし、規約違反の未然防止を図るためのルールです。

このルール策定の背景をご理解いただくとともに、このルールの実施にご理解とご協力を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

飲食等の提供に係るルールは10月1日から実施します。

詳細につきましては、当協議会会員事業者にお問い合わせください。

平成24年8月

医療機器業公正取引協議会

〒113-0033

東京都文京区本郷3丁目38番1号

本郷イシワタビル2階

Tel:03(3818)1731 FAX:03(3818)1732

<http://www.jftc-mdi.jp>